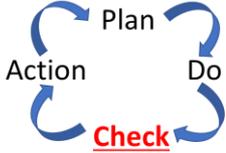


多機関連携会議の設置と個人情報の取り扱い

資料2

多機関連携会議のイメージ

- 当有識者検討会議の設置期間は、令和8年度までの予定。
- 今後、有識者の意見を踏まえた適切な支援を行うため、**令和8年度末までに関係機関と連携し、当有識者検討会議に変わる新たな会議体（「ワンストップ支援センター連携会議」（仮称））を設置予定。**
- **あわせて、支援が困難なケースが発生した場合、被害当事者が居住する市町村（総合的対応窓口）や大阪府警察等の実務担当者が連携し、支援プランの検討や共有を図るため、「個別ケース検討会議」（仮称）も設置予定。**

多機関連携会議体	構成メンバー(案)	目的・協議内容(案)
【新設】 ワンストップ支援センター連携会議 （仮称） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府医師会、各医会 ○ 大阪府警察、司法関係団体 ○ ワンストップ支援センター「ウイズユーおおさか」 ○ 大阪府（危機管理室、府民文化部、福祉部、健康医療部、教育庁） <p>※事務局：大阪府危機管理室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年1回、公開で開催 ○ 「ウイズユーおおさか」の支援内容等を報告 ○ ワンストップ支援センターの運営状況の点検 ○ 将来的な支援体制の検討、見直し ○ 翌年度以降の支援体制・業務等に反映
【既設】 性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協力医療機関 ○ ワンストップ支援センター「ウイズユーおおさか」 ○ 大阪府危機管理室（オブザーバー：大阪府警察、大阪府健康医療部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年3回開催 ○ 診察マニュアルの改訂、症例検討 など
【新設】 個別ケース検討会議 （仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府市長会、大阪府町村長会 ○ 大阪府警察、司法関係団体 ○ ワンストップ支援センター「ウイズユーおおさか」 ○ 大阪府（危機管理室、府民文化部、福祉部、健康医療部、教育庁） <p>※事務局：「ウイズユーおおさか」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随時、非公開で開催 ○ 必要に応じ、構成メンバー以外の参加も可 ○ 支援計画の検討が必要な事案（成人が対象）が発生した場合、実務担当者が集まり会議を開催 ○ なお、未成年については、「要保護児童対策地域協議会」（要対協）でケース会議等が開催されるため、ワンストップ支援センターが要対協に出席する方向で調整予定

※構成メンバーについては今後調整予定のため、内容等に変更の可能性あり

個人情報の取り扱い（個別ケース検討会議）

- ワンストップ支援センター「ウィズユ-おおさか」において、**対応困難な事案が発生した場合、関係機関と「個別ケース検討会議」を開催するが、具体的な支援内容の検討にあたっては、被害当事者の個人情報を取り扱う必要。**
- 要対協については、児童福祉法において、その設置や守秘義務等が規定されている。
一方で、ワンストップ支援センターについては、設置等に関する法令の規定がなく、閣議決定が根拠となっている。
- このため、**「個別ケース検討会議」で個人情報を取り扱う場合には、被害当事者の本人同意を得るとともに、今後作成予定の会議の要綱において、関係機関の守秘義務を規定し、個人情報を保護する。**

「個別ケース検討会議」の流れ（例）

- ①開催決定（関係機関への通知、被害当事者の情報を共有）
- ②必要に応じ、事前に被害当事者や保護者から意見聴取
- ③状況確認（被害当事者の状況やリスク評価、過去の対応履歴）
- ④課題整理（安全確保、生活支援、法的対応の必要性）
- ⑤役割分担（どの機関が何を担当するか、役割の明確化）
- ⑥対応方針決定（一時保護、施設入所、在宅支援など）



決定した方針をもとに、具体的な支援計画を作成

（参考）

○第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 （平成27年11月）	各都道府県に最低1か所 （平成32年）

○児童福祉法（要対協の根拠規定）

第25条の2第1項 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者